【資料５】

鹿　児　島　海　区
漁業調整委員会資料
令和８年８月６日

【議題５】

くろまぐろに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

くろまぐろに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

１　概　要

令和８年５月29日付け８水管第691号にて農林水産大臣から知事管理漁獲可能量の追加配分があったことから、くろまぐろ漁業の各管理区分の漁獲可能量を変更するもの。

２　配分結果

（１）小型魚（30kg未満）

ア 配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙１－３（別紙１）に準ずる。

イ Ｒ８管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝７７：２３

ウ 国からの追加配分量と各管理区分への配分

(ｱ)国からの追加配分量：１１．０トン

(ｲ)各管理区分への配分

定 置 漁 業：７．７トン

その他の漁業：２．３トン

県留保　　：１．０トン

エ 変更後の数量　（トン）

管理区分	現　行	変更後
鹿児島県定置漁業（上半期）	１４．０	２１．７ （７．７トンの追加）
鹿児島県定置漁業（下半期）	１４．７	１４．７ （変更なし）
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚）漁業（上半期）	４．０	６．３ （２．３トンの追加）
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚）漁業（下半期）	４．５	４．５ （変更なし）
県留保枠	４．１	５．１ （１．０トンの追加）
合計	４１．３	５２．３

（２）大型魚（30kg以上）

ア 配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙１－４（別紙１）に準ずる。

イ Ｒ８管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝６１：３９

ウ 国からの追加配分量と各管理区分への配分

(ｱ)国からの追加配分量：８．２トン

(ｲ)各管理区分への配分

定 置 漁 業：４．５トン

その他の漁業：２．９トン

県留保　　：０．８トン

エ 変更後の数量　（トン）

管理区分	現　行	変更後
鹿児島県定置漁業	１６．９	２１．４ （４．５トンの追加）
鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚）漁業	１０．９	１３．８ （２．９トンの追加）
県留保枠	３．０	３．８ （０．８トンの追加）
合計	３０．８	３９．０

３　対応

・６月２日付けで県HPへ掲載・公表、国や関係漁協、団体へ通知済み。

【別紙１】

鹿児島県資源管理方針（抜粋）

（別紙１－３）
第１～２　略

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち，おおむね１割を本県の留保とする。残りのおおむね９割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ，可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより，それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は，後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に，国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は，上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

本県定置漁業又はその他のくろまぐろ（小型魚）漁業において，上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は，残余の数量を速やかに確定させ，上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き，それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また，上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は，下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。

留保については，それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況，当該特定水産資源の回遊状況，法第124条第１項の協定の実施状況等を踏まえ，必要とする知事管理区分に配分するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果，各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は，変更後に開催される鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

（後略）

漁業法

（昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号）

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

（知事管理漁獲可能量の設定）

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

２ 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

３ 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

４ 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５ 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

６ 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。